令和４年(2022年)
２月14日（月曜日）

北海道教育委員会 公　　　報

（号　外）

目　　　次

教育委員会規則
○北海道教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則……………………………… 1
教育長訓令
○所管機関公印規程の一部を改正する教育長訓令………………………………………………… 1
○教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………………………………………… 2
○所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………………………………………… 5
○道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………………………………………… 8

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第１号）

１　趣旨

北海道総合文書管理システムの更新に伴い、公印審査票を廃止する改正、その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

公印の押印に係る審査に当たって提示することとしている公印審査票（別記第１号様式）を廃止し、当該様式の廃止に伴い他の様式の名称を改める（第５条関係）。

３　施行期日

この教育委員会規則は、令和４年２月14日から施行することとした。

教 育 委 員 会 規 則

北海道教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和４年２月14日

北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

北海道教育委員会規則第１号

北海道教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「（教育部長（学校教育監、教育職員監及び本庁の局長を含む。）の印及び本庁の課長（幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。第６条において同じ。）の印を除く。）」、「及び別記第１号様式の公印審査票」及び「（以下「紙決裁」という。）」を削り、「、決定書」を「、当該施行文書及び決定書」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に、「（公印審査票が添えられている場合にあっては、公印審査票及び決定書）を」を「とを」に改め、同項を第２項とし、同条第４項中「（別記第１号様式の２）」を「（別記第１号様式）」に改め、同項を第３項とする。

別記第１号様式を削る。

別記第１号様式の２を別記第１号様式とする。

附　則

１　この教育委員会規則は、令和４年２月14日から施行する。

２　この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

教　育　長　訓　令

北海道教育委員会教育長訓令第１号

庁　中　一　般

所　管　機　関
（道立学校を除く。）

所管機関公印規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和４年２月14日

北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

所管機関公印規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関公印規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「及び別記第１号様式の公印審査票」及び「(以下「紙決裁」という。)」を削り、「、決定書」を「、当該施行文書及び決定書」に改め、同条第２項中「(公印審査票が添えられている場合にあっては、公印審査票及び決定書）を」を「とを」に改める。

第５条中「(別記第１号様式の２)」を「(別記第１号様式)」に改める。

別記第１号様式を削る。

別記第１号様式の２を別記第１号様式とする。

附　則

１　この教育長訓令は、令和４年２月14日から施行する。

２　この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第２号

庁　中　一　般

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和４年２月14日

北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「収受及び配布」を「処理等」に、「第29条―第30条の２」を「第29条―第30条」に改める。

第１条中「文書等の管理」を「文書の管理」に改める。

第５条第３項第２号中「及び発送」を「、発送及び送信」に改め、同項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 取扱注意文書の誤送付の防止に関すること。

第６条第２項中「処理」を「収受」に改める。

「第２章　文書の収受及び配布」を「第２章　文書の処理等」に改める。

第８条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「文書主任又は事務担当者は、第１項又は前項の規定により収受した」を「主務課に直接到達した」に、「を次に」を「は、次に」に改め、「手続」の次に「(第１号エの電子署名の検証を除く。)」を加え、同項を同条第１項とし、同項第１号に次のように加える。

エ　特定情報システムにより受信した文書で電子署名が付与されているものは、当該電子署名の検証を行った後にアからウまでの処理を行うこと。

第８条第４項中「前項第１号及び」を「前項第１号（エを除く。）及び」に改め、「で２回目以後に収受するものについて」を削り、同項を同条第２項とし、同条第５項中「第３項第１号」を「第１項第１号（エを除く。)」に改め、同項を同条第３項とする。

第10条の見出し中「配布及び」を削り、同条第１項から第３項までを削り、同条第４項中「事務担当者は、登録済文書の配布を受けたとき、又は必要があるとき」を「総合文書管理システムにより収受登録を行った文書（以下「登録済文書」という。)」に、「その文書の処理」を「その処理」に改め、同項を同条第１項とする。

第11条の見出し中「収受」を「処理」に改める。

第12条第１項中「軽易文書の配布若しくは決定を要しない文書の回付を受けたとき、又は主管の事務に関する資料を得たとき」を「登録済文書のうち決定を要しないもの、総合文書管理システムによる収受登録を省略した文書及びそれら以外の他から入手した主管の事務に関する資料」に改める。

第20条第３項中「で２回目以後に決定を受けるものについて」を削り、同条第７項中「で２回目以後に決定を受けたもの」を削る。

第27条第１項中「処理が完結した事案」を「、処理が完結した事案」に改め、同条第２項中「第２項」の次に「及び第３項」を加える。
第30条の２を削る。
第34条を次のように改める。
第34条　削除
第35条第２項中「保存文書一覧表の当該簿冊の摘要欄及び」を削り、同条第３項中「(別記第14号様式)」を「(別記第13号様式)」に改める。
第36条第１項中「(別記第15号様式)」を「(別記第14号様式)」に改める。
第40条の次に次の１条を加える。
（取扱注意文書の発送等）
第40条の２　取扱注意文書の発送及び発信は、発送先又は送信先及び発送又は送信をしようとする文書に誤りがないことを複数の職員により確認した後でなければ、してはならない。
別記第３号様式中「処理」を「収受」に改める。
別記第10号様式中

「

簿冊（箱）番号（全　　　分冊）	備　考

」を

「

簿冊（箱）番号	備　考

」に

改め、「

バーコード出力部分

」を削る。

別記第11号様式中

「

簿冊（箱）番号（全　　　分冊）

」を

「

簿冊（箱）番号

」に

改め、

「

バーコード出力部分

」を

削る。
別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式（第30条関係）

文　書　目　録

<table>
<tr><td>完結年度</td><td>保存期間</td><td colspan="2">簿　冊　番　号</td><td>簿冊状態</td><td>分　類　記　号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">簿　冊　名</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">主　務　課</td><td colspan="3">簿　冊　作　成　課</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

番　号	文書番号	決定／報告終了年月日	標　題

（日本産業規格Ａ列４番縦型）

別記第13号様式を削る。
別記第14号様式を別記第13号様式とする。
別記第15号様式を別記第14号様式とする。

附　則

1　この教育長訓令は、令和４年２月14日から施行する。
2　この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第３号

庁　中　一　般
所　管　機　関
（道立学校を除く。）

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
令和４年２月14日
北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第５号）の一部を次のように改正する。
目次中「収受及び配布」を「処理等」に改める。
第１条中「公文書」を「文書」に改める。
第６条第３項第２号中「及び発送」を「、発送及び送信」に改め、同項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。
(6)　取扱注意文書の誤送付の防止に関すること。
「第２章　文書の収受及び配布」を「第２章　文書の処理等」に改める。
第７条第２項及び第３項を削り、同条第４項中「文書主任又は事務担当者は、第２項又は前項の規定により収受した」を「到達した」に、「を次に」を「は、次に」に改め、「手続」の次に「（第１号のエを除く。）」を加え、同項を同条第２項とし、同項第１号に次のように加える。
エ　特定情報システムにより受信した文書で電子署名が付与されているものは、当該電子署名の検証を行った後にアからウまでの処理を行うこと。
第７条第５項中「前項第１号及び」を「前項第１号（エを除く。）及び」に改め、「で２回目以後に収受するものについて」を削り、同項を同条第３項とし、同条第６項中「第４項第１号」を「第２項第１号（エを除く。）」に改め、同項を同条第４項とする。
第８条を次のとおり改める。
第８条　削除
第９条の見出し中「収受」を「処理」に改め、同条中「主務課に直接」を削る。
第11条第１項中「軽易文書の配布若しくは決定を要しない文書の回付を受けたとき、又は主管の事務に関する資料を得たとき」を「総合文書管理システムにより収受登録を行った文書（以下「登録済文書」という。）のうち決定を要しないもの、総合文書管理システムによる収受登録を省略した文書及びそれら以外の他から入手した主管の事務に関する資料」に改める。
第14条第３項中「で２回目以後に決定を受けるものについて」を削り、同条第７項中「で２回目以後に決定を受けたもの」を削る。
第27条中第３項を削り、第４項を第３項とする。
第28条第１項中「（別記第９号様式）」を「（別記第８号様式）」に改める。
第32条の次に次の１条を加える。
（取扱注意文書の発送等）
第32条の２　取扱注意文書の発送及び送信は、発送先又は送信先及び発送又は送信をしようとする文書に誤りがないことを複数の職員により確認した後でなければ、してはならない。
別記第５号様式中

「

簿冊（箱）番号（全　　分冊）	備　考

」を

「

簿冊（箱）番号	備　考

」に

改め、「

バーコード出力部分

」を削る。

別記第６号様式中

「 簿冊（箱）番号（全　　　　　分冊） 」を

「 簿冊（箱）番号 」に

改め、

「 バーコード出力部分 」を

削る。

別記第７号様式を次のように改める。

別記第７号様式（第24条関係）

文　　書　　目　　録

<table>
<tr><td>完結年度</td><td>保存期間</td><td colspan="2">簿　冊　番　号</td><td>簿冊状態</td><td>分　類　記　号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">簿　　　冊　　　名</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">主　　務　　課</td><td colspan="3">簿　冊　作　成　課</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

番　号	文書番号	決定／報告終了年月日	標　　　　題

（日本産業規格Ａ列４番縦型）

別記第８号様式を削る。

別記第９号様式を別記第８号様式とする。

附　則

１　この教育長訓令は、令和４年２月14日から施行する。

２　この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第４号

庁　中　一　般
道　立　学　校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和４年２月14日

北海道教育委員会教育長　倉　本　博　史

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「公文書」を「文書」に改める。

第５条第３項第２号中「及び発送」を「、発送及び送信」に改め、同項中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 取扱注意文書の誤送付の防止に関すること。

第29条の次に次の１条を加える。

（取扱注意文書の発送等）

第29条の２　取扱注意文書の発送及び送信は、発送先又は送信先及び発送又は送信をしようとする文書に誤りがないことを複数の職員により確認した後でなければ、してはならない。

別表第３八雲養護の項を削る。

附　則

この教育長訓令は、令和４年２月14日から施行する。